

忙しいあなたへ 期日前投票・不在者投票のススメ

仕事や旅行などで、投票日当日に投票所に行けない人は期日前投票のほか不在者投票をすることができます。さまざまな投票制度を活用し、1票を投じましょう。☎ 栗石町選挙管理委員会事務局（町役場総務課内） ☎ 692-6474

期日前投票について

期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる仕組みです。

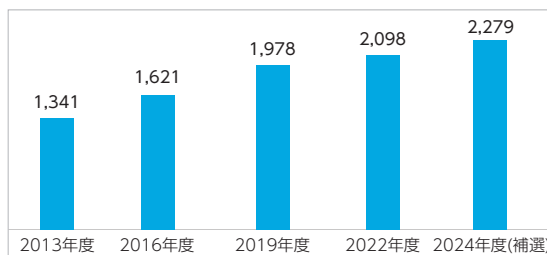
●投票期間

選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。

●入場券

公示日以降投票所入場券を送付します。入場券がお手元に届く前でも、宣誓書を提出することで投票することができます。

参院選における期日前投票者数の推移



不在者投票の手続きについて

選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

(1) 町に住所があり、町の選挙人名簿に登録されている人の不在者投票

投票用紙の請求

ホームページより不在者投票請求書・宣誓書をダウンロード、必要事項を記入し、町の選挙管理委員会に直接または郵送などにより提出。

郵送されてきた投票用紙などを受け取る

そのまま最寄りの選挙管理委員会に持参。
※封筒の中の不在者投票証明書は開封しない、投票用紙に予め記入しない。



町の選挙管理委員会が受付・投票用紙送付

不在者投票請求書・宣誓書に記載されている送付先住所に投票用紙などを送付。



滞在地の投票所にて投票

- ①不在者投票記載場所で投票用紙に記入。
- ②投票用紙を内封筒に入れて封をする。
- ③その内封筒を外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に署名をする。
- ④不在者投票管理者に提出。

(2) 指定病院などにおける不在者投票

手続きは(1)とおおむね同じです。投票用紙などは病院長などを通じて請求することができ、投票は病院長などの管理する場所で行います。